

**五所川原市**  
**第 4 期障害福祉計画**

**平成 27 年 3 月**  
**五所川原市**



## はじめに

現在、少子高齢化や核家族化の進行、生活スタイルの多様化に伴い住民同士のつながりが希薄になるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、障害のある方や高齢者をはじめ多くの方が様々な生活課題を感じながら地域での生活を営んでいます。

このような地域課題の解決のためには、これまでの行政や事業所によるサービスの提供だけでなく、地域のつながりや支え合いなどの「地域力」の向上と福祉活動に対する住民の主体的な参画の推進が求められております。

このような中、市では、平成24年3月に障害者施策の基本的事項を定めた「五所川原市第2期障害者計画」（平成24年度から平成28年度）及び実施計画的な位置づけである「五所川原市第3期障害福祉計画」（平成24年度から平成26年度）を策定し、地域障害者福祉の推進を図って参りました。

この間、平成25年4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障害者の範囲に新たに難病患者を加え対象の拡大を図るとともに、グループホームへの一元化や障害支援区分の導入など、障害福祉サービス充実のための改革と見直しが随時進められております。

このたび、「五所川原市第3期障害福祉計画」の計画期間が満了となることから、引き続き障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備等を図るため、平成27年度から平成29年度を計画期間とした「五所川原市第4期障害福祉計画」を策定いたしました。

今後も、本計画に基づき、障害の有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、障害に対する理解・啓発を図りながら、障害のある方のライフステージに合わせた支援の仕組みづくりなど、着実な事業の推進に取り組んで参りますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、ご審議いただきました障害者計画・障害福祉計画策定委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成27年3月

五所川原市長 平山 誠敏



# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 計画の評価と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 障害のある方の現況

- 1 人口・世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 障害者手帳等の所持者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 身体障害者手帳の所持者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 療育（愛護）手帳の所持者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 精神障害者保健福祉手帳の所持者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 自立支援医療（精神通院）の受給者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 難病患者の状況（特定疾患医療受給者証所持者数）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 障害福祉サービス支給決定者数の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 9 障害福祉サービス等事業所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## 第3章 障害福祉サービス等の提供に係る数値目標

- 1 成果目標と活動指標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 障害福祉サービス等の提供に係る数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## 第4章 障害福祉サービスの必要量見込み

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 指定相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 5 障害児通所支援及び障害児相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

1	理解促進・研修啓発事業	23
2	自発的活動支援事業	23
3	相談支援事業	23
4	成年後見制度利用支援事業	24
5	成年後見制度法人後見支援事業	25
6	意思疎通支援事業	25
7	日常生活用具給付等事業	25
8	手話奉仕員養成研修事業	26
9	移動支援事業	27
10	地域活動支援センター機能強化事業	27
11	訪問入浴サービス事業	27
12	生活訓練等事業	28
13	日中一時支援事業	28
14	社会参加促進事業	29
15	就業・就労支援事業	29

## 第6章 サービス見込量等確保のための方策

1	障害福祉サービス基盤の整備・促進	30
2	相談支援体制の充実・強化	30
3	地域生活支援事業の充実	30
4	障害のある方の就労支援	30

## 資料編

1	アンケート調査について	31
2	五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	39
3	五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿	40

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

「五所川原市第4期障害福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条の規定に基づき、国の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成29年度における障害福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

### 2 計画の基本理念

本計画は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法ならびに「五所川原市第2期障害者計画」及び「五所川原市第3期障害福祉計画」に掲げた「完全参加と平等」という基本理念を踏襲します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「五所川原市第2期障害者計画（平成24～28年度）」の実施計画的な部分にあたり、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。

また、本計画は、「五所川原市総合計画」及び「五所川原市地域福祉計画」との整合性と調和を図るほか、子ども・子育て支援施策（子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定））、保健医療施策、高齢者福祉等に関連するその他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。

#### ※障害者計画と障害福祉計画の関係

- ・ 障害者計画は、「障害者基本法」第11条に基づく障害のある方のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画。
- ・ 障害福祉計画は、障害者計画の中の「生活支援」に関わる事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置づけ。

#### ※国の定める基本指針

「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

#### 4 計画の期間

五所川原市第4期障害福祉計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
第1期障害者計画						第2期障害者計画								
第1期障害福祉計画						第2期障害福祉計画			第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画		

#### 5 計画の評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

成果目標及び活動指標等については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向もふまえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行います。この中間評価等の結果をふまえ、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等を実施します。また、中間評価等の際には、自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

※PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

※成果目標とは、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

※活動指標とは、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

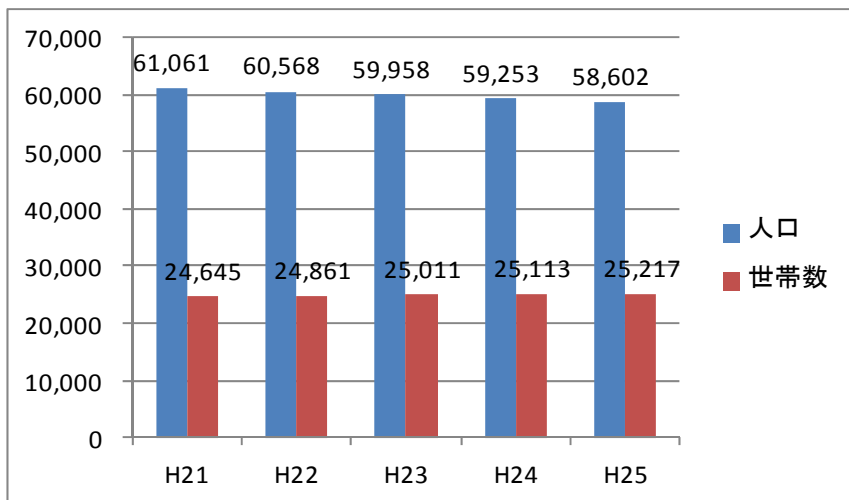


## 第2章 障害のある方の現況

### 1 人口・世帯

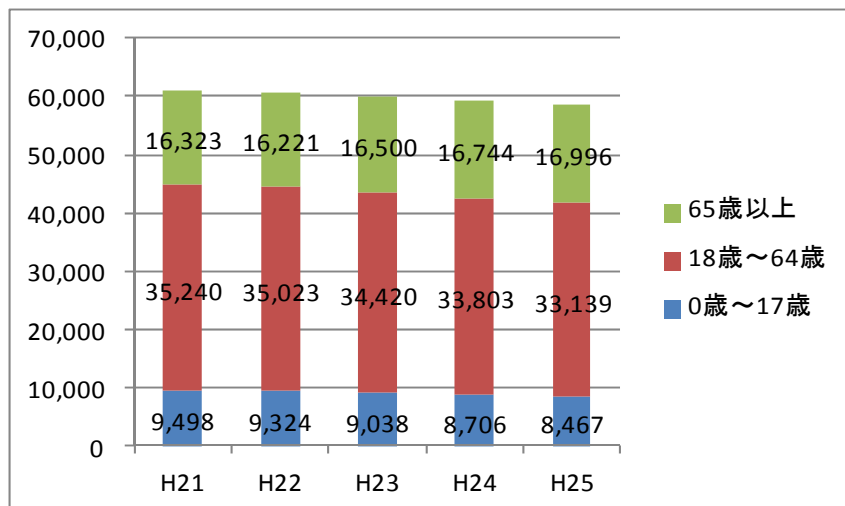
本市の人口は、平成26年11月末現在で58,182人、世帯数は25,268世帯です。近年は減少傾向にあり、平成22年3月末から平成26年11月末のおよそ4年間で約2,900人減少しています。また、世帯数は増加傾向で約600世帯増加していますが、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、少子高齢化や核家族化などの進展や一人暮らしの増加が伺えます。

図表 2-1-1 当市の人口と世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年度3月末）

図表 2-1-2 当市の人口（年齢別）の推移

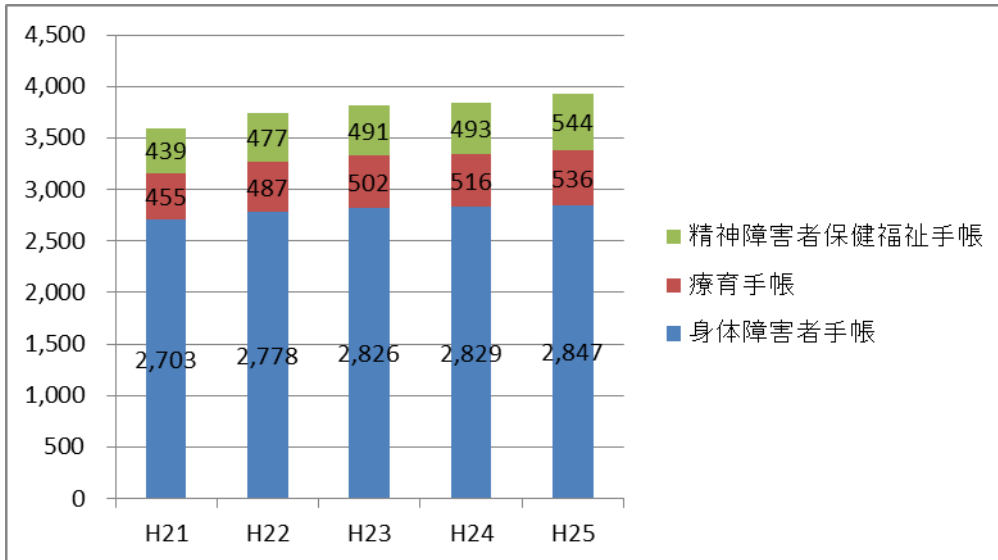


資料：住民基本台帳（各年度3月末）

## 2 障害者手帳等の所持者数

平成 26 年 3 月末現在の身体障害者手帳の所持者数は 2,847 人、療育（愛護）手帳の所持者数は 536 人、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 544 人で、各手帳とも増加傾向にあります。

図表 2-2 各種障害者手帳所持者数の推移（※重複所持を含む延べ数）

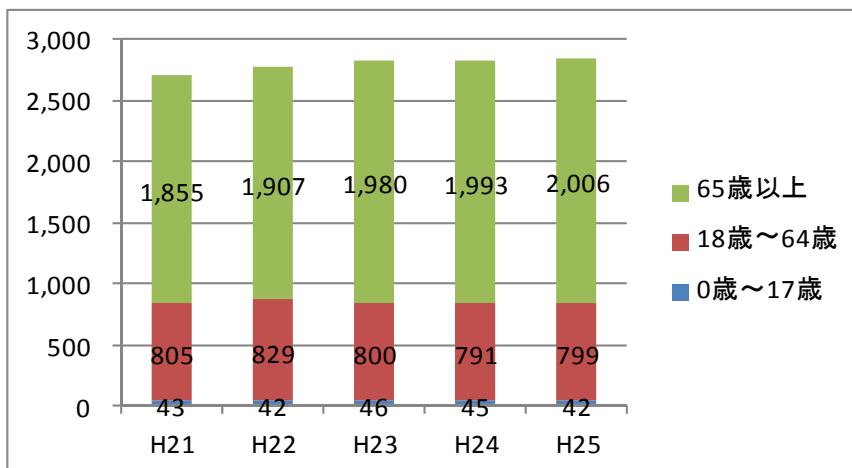


資料：家庭福祉課調べ（各年度 3 月末）

## 3 身体障害者手帳の所持者数

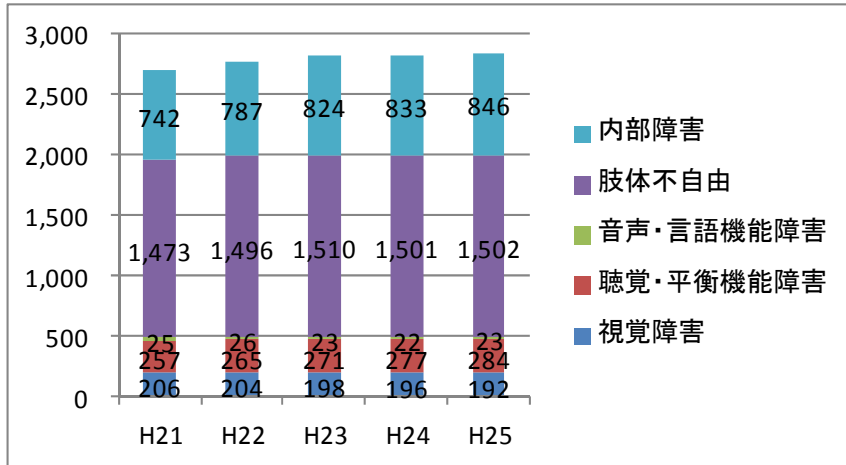
平成 26 年 3 月末現在の身体障害者手帳の所持者数は 2,847 人で、本市人口のおよそ 4.9% となっており、障害の程度でも重度者（1 級・2 級）の方が半数を占めています。全体的には、ほぼ横ばい又は微増傾向にあります。65 歳以上の方が増加しています。また、障害種別では、内部障害の方が増加傾向にあります。

図表 2-3-1 年代別身体障害者手帳所持者数



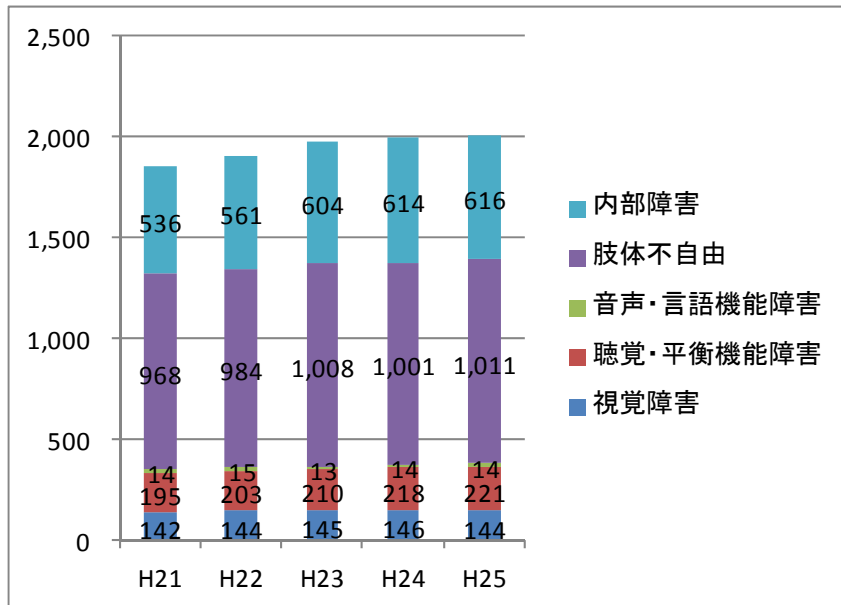
資料：家庭福祉課調べ（各年度 3 月末）

図表 2-3-2 障害部位別身体障害者手帳所持者数



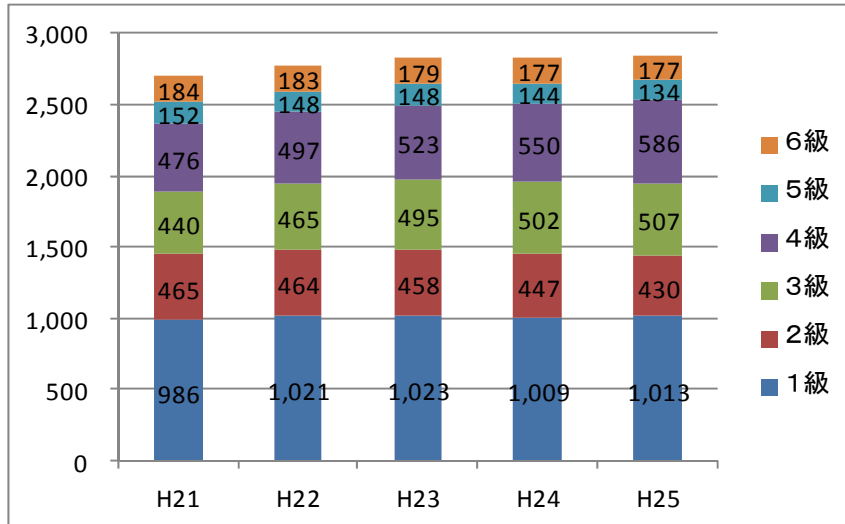
資料：家庭福祉課調べ（各年度3月末）

図表 2-3-3 障害部位別身体障害者手帳所持者数（65歳以上）



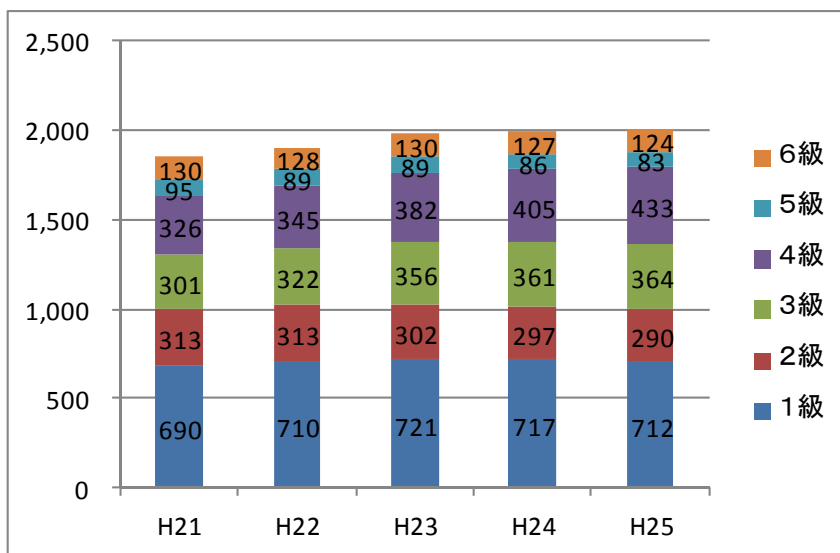
資料：家庭福祉課調べ（各年度3月末）

図表 2-3-4 等級別身体障害者手帳所持者数



資料：家庭福祉課調べ（各年度3月末）

図表 2-3-5 等級別身体障害者手帳所持者数（65歳以上）

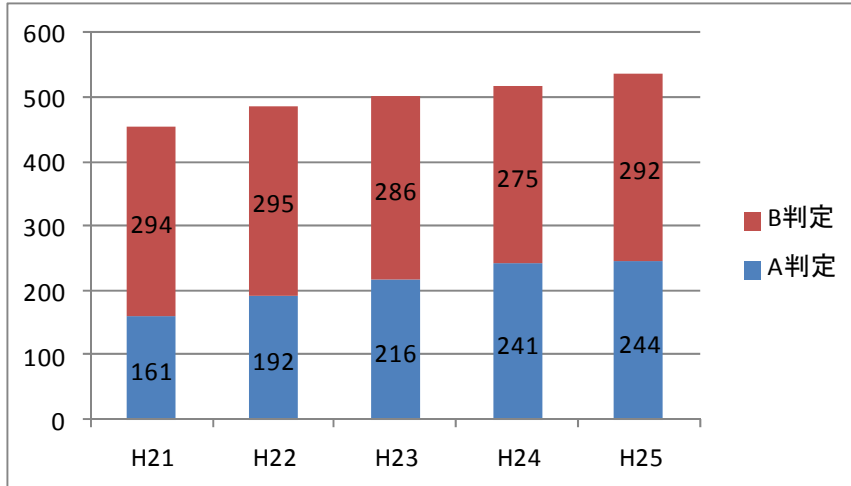


資料：家庭福祉課調べ（各年度3月末）

#### 4 療育（愛護）手帳の所持者数

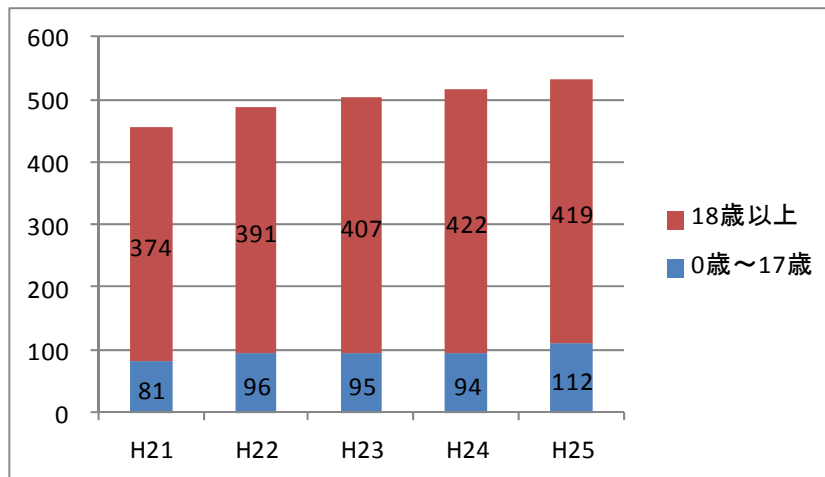
平成 26 年 3 月末現在の療育手帳の所持者数は 536 人で、本市人口のおよそ 0.9%となっており、平成 21 年度から平成 25 年度の間 A 判定の方が約 1.5 倍に増加しています。

図表 2-4-1 等級別療育手帳（愛護手帳）所持者数の推移



資料：家庭福祉課調べ（各年度 3 月末）

図表 2-4-2 等級別療育手帳（愛護手帳）所持者数の推移

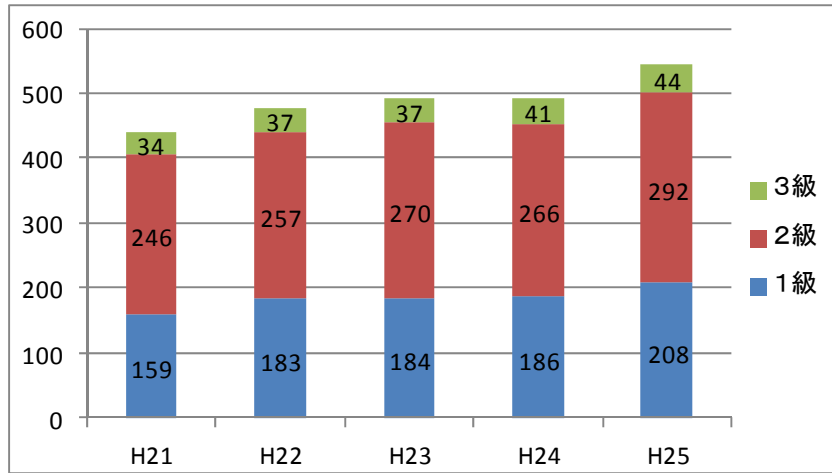


資料：家庭福祉課調べ（各年度 3 月末）

## 5 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

平成 26 年 3 月末現在の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 544 人で、本市人口のおよそ 0.9% となっており、平成 21 年度から平成 25 年度の間約 1.2 倍に増加しています。

図表 2-5 精神障害者保健福祉手帳所持者数



資料：家庭福祉課調べ（各年度 3 月末）

## 6 自立支援医療（精神通院）の受給者数

平成 26 年 3 月末現在の自立支援医療（精神通院）の受給者数は 960 人で、平成 21 年度から平成 25 年度の間約 1.4 倍に増加しています。また、病名別では、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が 469 人、次いで「気分（感情）障害」が 260 人となっています。

病名別	H21	H22	H23	H24	H25
症状性を含む器質性精神障害	18	20	16	19	23
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	17	16	20	16	19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	423	434	445	449	469
気分（感情）障害	159	179	190	226	260
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	9	11	10	12	19
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	1	1	1	1
成人の人格及び行動の障害	4	4	4	3	4
精神遅滞	11	14	16	16	17
心理的発達の障害	1	1	2	10	20
小児期・青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	3	2	2	2	2
てんかん	47	49	56	61	63
その他			54	52	63
合計	693	731	816	867	960

県地域健康福祉部事業概要（「市町別・疾病別・男女別精神障害者数」）から引用（各年度 3 月末）

## 7 難病患者の状況（特定疾患医療受給者証所持者数）

障害者総合支援法の施行により、障害のある方の定義に新たに難病患者が加わり、障害者手帳が取得できない場合でも障害福祉サービスの対象となりました。難病患者のうち、特定疾患医療受給者証所持者数は、平成 25 年度末時点で 407 人です。平成 21 年度から平成 25 年度の間に約 1.2 倍に増加しています。

疾患名	H21	H22	H23	H24	H25
ベーチェット病	19	18	21	23	23
多発性硬化症	7	7	10	10	11
重症筋無力症	6	8	10	12	11
全身性エリテマトーデス	24	25	25	25	26
スモン	0	0	0	0	0
再生不良性貧血	5	5	5	5	5
サルコイドーシス	7	6	8	9	10
筋萎縮性側索硬化症	4	3	3	3	4
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	26	23	25	24	24
特発性血小板減少性紫斑病	8	9	9	10	9
結節性動脈周囲炎	0	0	0	1	2
潰瘍性大腸炎	33	36	44	48	47
大動脈炎症候群	2	2	3	3	3
ビュルガー病	12	12	12	11	11
天疱瘡	2	2	1	1	1
脊髄小脳変性症	9	12	11	13	12
クローン病	13	16	15	15	17
難治性の肝炎のうち劇症肝炎	0	0	0	0	0
悪性関節リウマチ	26	26	28	27	28
パーキンソン病関連疾患	74	74	74	72	70
アミロイドーシス	1	2	2	1	1
後縦靭帯骨化症	19	18	20	20	21
ハンチントン病	0	0	0	0	0
モヤモヤ病(ウイリス動脈輪閉塞症)	2	3	2	3	3
ウェゲナー肉芽腫症	0	0	0	0	0
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	6	7	10	9	9
多系統萎縮症	6	7	6	6	5
表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0	0	0	0	0
膿胞性乾癬	0	0	0	1	1
広範脊柱管狭窄症	1	1	1	1	1
原発性胆汁性肝硬変	4	4	5	5	7
重症急性膵炎	2	0	0	0	0
特発性大腿骨頭壊死症	5	4	4	5	6
混合性結合組織病	4	4	4	4	5
原発性免疫不全症候群	0	0	0	0	0
特発性間質性肺炎	1	0	0	0	0
網膜色素変性症	4	6	4	8	9
プリオン病	1	1	1	0	0
原発性肺高血圧症	0	0	2	3	3
神経線維腫症	1	1	1	1	1
亜急性硬化性全脳炎	0	0	0	0	0
バッド・キアリ症候群	0	0	0	0	0

特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	0	0	0	0	0
ライソゾーム病	0	0	0	0	0
副腎白質ジストロフィー	0	0	0	0	0
家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	0	0	0	0	0
脊髄性筋萎縮症	0	0	0	0	0
球脊髄性筋萎縮症	0	0	0	0	0
慢性炎症性脱髄性多発性神経炎	1	2	3	3	3
肥大型心筋症	0	0	0	0	0
拘束型心筋症	0	0	0	0	0
ミトコンドリア病	0	0	0	0	2
リンパ脈管筋腫症(LAM)	0	0	0	0	0
重症多形滲出性紅班(急性期)	0	0	0	0	0
黄色靱帯骨化症	0	0	0	0	0
間脳下垂体機能障害	1	13	14	16	16
合計	336	357	383	398	407

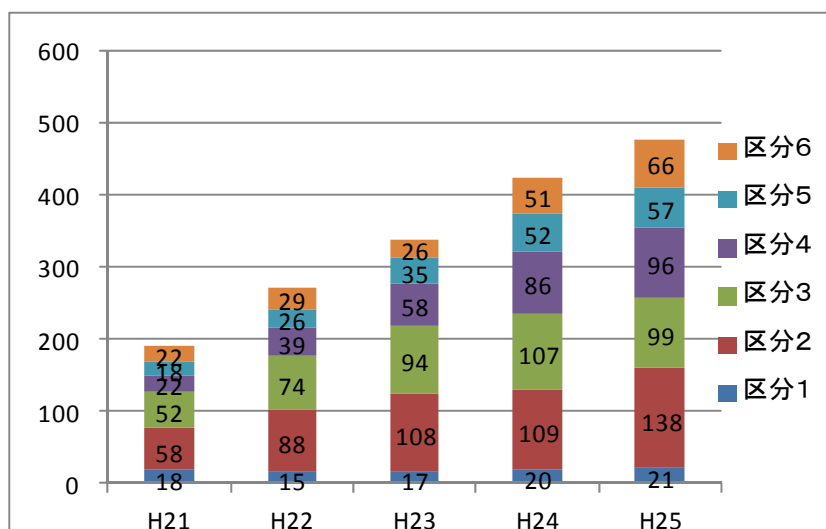
県地域健康福祉部事業概要（「市町別特定疾患医療受給者証交付件数」）から引用（各年度3月末）

## 8 障害福祉サービス支給決定者数の状況

障害福祉サービス受給に必要な障害支援区分認定者数は、平成25年度末で477人となっており、年々増加しています。また、区分2の方が最も多くなっています。

旧法施設が平成24年度までに障害者自立支援法（現「障害者総合支援法」）に基づく新体系へ移行したため、障害福祉サービス支給決定者数が平成21年度から年々増加する傾向にあります。

図表 2-6 障害福祉サービス支給決定者数の推移



資料：家庭福祉課調べ（各年度3月末）



## 9 障害福祉サービス等事業所の状況

### (1) 障害福祉サービス

市内の障害福祉サービス提供事業所の設置状況は次のとおりです。

サービスの名称	事業所数
居宅介護	22か所
重度訪問介護	21か所
同行援護	9か所
行動援護	8か所
重度障害者等包括支援	—
生活介護	10か所
自立訓練（機能訓練）	2か所
自立訓練（生活訓練）	6か所
就労移行支援（一般型）	6か所
就労継続支援A型	4か所
就労継続支援B型	10か所
療養介護	—
短期入所（福祉型）	5か所
共同生活援助（介護サービス包括型）	21か所
共同生活援助（外部サービス利用型）	1か所
施設入所支援	4か所
計画相談支援	12か所
一般相談支援（地域移行支援）	7か所
一般相談支援（地域定着支援）	7か所
児童発達支援	3か所
放課後等デイサービス	4か所
保育所等訪問支援	—
障害児相談支援	8か所

家庭福祉課調べ  
(H26.12.1現在)

### (2) 地域生活支援事業

当市の地域生活支援事業を委託している事業所の状況は次のとおりです。

サービスの名称	事業所数
障害者相談支援事業	12か所
住宅入居等支援事業	2か所
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	1か所
移動支援事業	12か所
地域活動支援センター機能強化事業	1か所
日中一時支援事業	12か所
訪問入浴サービス事業	2か所
知的障害者職親委託事業	4か所

家庭福祉課調べ  
(H26.12.1現在)

### 第3章 障害福祉サービス等の提供に係る数値目標

#### 1 成果目標と活動指標について

国の基本指針に即し、第3章では、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）を、第4章以降では、目標達成にむけた指標（活動指標）として、必要なサービス提供量等の見込み及び確保のための方策を定めます。

#### 2 障害福祉サービス等の提供に係る数値目標

##### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害のある方が、グループホームや一般住宅等に移行し、地域生活を送ることができるようになることを目標に、平成29年度における成果目標を設定します。

##### ■国の基本指針

- ・平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行
  - ・平成29年度末時点の施設入所者数を平成25年度時点から4%以上削減
- ※平成26年度末において、平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

##### ■平成29年度における成果目標

項目	目標値	考え方
入所施設から地域生活に移行する者の数	15人	国の基本指針に基づき、平成29年度末において、平成25年度末施設入所者数（124人）の12%以上（15人）が地域生活へ移行することを目指します。
施設入所者の減少数	5人	国の基本指針に基づき、平成29年度末において、平成25年度末施設入所者数（124人）の4%以上（5人）を削減することを目指します。

##### (2) 入院中の精神障害のある方の地域生活への移行

県が定める「都道府県障害福祉計画」の数値目標等を参考としながら地域移行の推進を図っていくこととし、地域の実情をふまえ、グループホーム等居住の場の確保及び支援体制の連携強化を図りながら移行を進めて参ります。

##### (3) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障害のある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等とされ、グループホーム又は障害者支援施設に地域生活支援の機能を集約し付加した拠点又はそれらを地域における複数の機関が分担して機能を担う体制とされています。

今後、国から示される方針や本市の課題等を整理した上で検討を進めて参ります。

■国の基本指針

- ・地域生活拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成 29 年度までに各圏域に少なくとも一つを整備する。

■平成 29 年度における成果目標

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	国の基本指針に基づき設定しました。

※地域生活支援拠点：次の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点。

各地域内で地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

※面的な体制：地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制。

（４）福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、平成 29 年度における成果目標を設定します。

■国の基本指針

- ・福祉施設から一般就労への移行について、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍
- ・就労移行支援事業の利用者数について平成 29 年度末における福祉施設の利用者を平成 25 年度末から 6 割以上増加
- ・就労移行支援事業所のうち、平成 29 年度末における就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

■平成 29 年度における成果目標

項目	目標値	考え方
一般就労移行者数	14 人	平成 24 年度における福祉施設から一般就労への移行実績（7 人）の 2 倍以上である 14 人を目指します。
就労移行支援事業の利用者数	27 人	平成 25 年度末時点の就労移行支援事業の利用者数（17 人）の 6 割以上（27 人）増加を目指します。
就労移行率 3 割以上の事業所の割合	50%	国の基本指針に基づき、5 割以上で設定しました。

## 第4章 障害福祉サービスの必要量見込み

### 1 訪問系サービス

#### ■サービス内容

#### (1) 居宅介護

自宅で入浴、排泄、食事の介護及び家事における支援等を行います。

#### (2) 重度訪問介護

重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。

#### (3) 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

#### (4) 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。

#### (5) 同行援護

視覚障害により移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	150	173	185	193	203	214
サービス量	時間/月	3,664	3,985	4,144	4,257	4,502	4,658

#### ■実利用者数の内訳

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	人/月	124	138	149	157	166	175
重度訪問介護	人/月	16	15	15	15	16	16
行動援護	人/月	1	3	4	4	4	5
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	9	17	17	17	17	18

■ サービス量の内訳

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
居宅介護	時間/月	1,607	1,959	2,100	2,213	2,340	2,467
重度訪問介護	時間/月	1,873	1,773	1,773	1,773	1,891	1,891
行動援護	時間/月	46	55	73	73	73	91
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	138	198	198	198	198	209

■ 見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1ヶ月あたりの平均利用時間（23時間）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

■ サービス内容

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄及び食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

■ 見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	173	196	205	213	213	213
サービス量	人日/月	3,443	3,959	4,120	4,281	4,281	4,281

■ 見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（20.1日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

(2) 自立訓練（機能訓練）

■ サービス内容

地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	21	29	24	24	24	24
サービス量	人日/月	223	296	245	245	245	245

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（10.2日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

（3）自立訓練（生活訓練）

■サービス内容

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	91	106	110	111	111	112
サービス量	人日/月	1,238	1,410	1,463	1,476	1,476	1,490

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（13.3日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

（4）就労移行支援

■サービス内容

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	11	17	28	33	35	35
サービス量	人日/月	201	257	423	498	529	529

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（15.1日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

#### (5) 就労継続支援（A型）

##### ■サービス内容

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行います。

##### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	51	57	59	61	61	62
サービス量	人日/月	1,000	1,157	1,192	1,232	1,232	1,252

##### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（20.2日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

#### (6) 就労継続支援（B型）

##### ■サービス内容

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

※B型（非雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行います（雇用契約は締結しない）。

##### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	151	159	164	168	170	170
サービス量	人日/月	2,794	3,021	3,116	3,192	3,230	3,230

##### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（19日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

#### (7) 療養介護

##### ■サービス内容

所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	15	15	15	15	15	15

■見込量の考え方

利用者数の大きな増減が見られないことから、実績を基に今後も横ばい傾向であると見込まれる。

(8) 短期入所（医療型）

■サービス内容

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護及び医療的ケアの提供等を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	0	0	2	2	2	2
サービス量	人日/月	0	0	42	42	42	42

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（21日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

※レスパイトとは、一時的中断、休息、息抜きを意味する英語(respite)。乳幼児や障害のある方、高齢者など要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替を行うサービスのことを「レスパイトケア」「レスパイトサービス」といいます。

(9) 短期入所（福祉型）

■サービス内容

自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄及び食事の介護等を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	13	12	14	14	14	14
サービス量	人日/月	230	252	294	294	294	294



### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（21日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

## 3 居住系サービス

### （1）共同生活援助

#### ■サービス内容

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	114	124	126	130	130	130

#### ■見込量の考え方

事業所数の増加、ケアホームとの統合により、共同生活でのケアが柔軟に行われるよう体制が整えられ、地域での生活の場として今後も多くの障害のある方の利用が見込まれます。

### （2）施設入所支援

#### ■サービス内容

施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄及び食事の介護等を行います。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	113	124	124	122	120	119

#### ■見込量の考え方

国の指針に基づき、平成29年度末の施設入所者数が、平成25年度末時点から4%以上削減するよう推計します。

## 4 指定相談支援

### （1）計画相談支援

#### ■サービス内容

障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	64	130	200	268	275	280

■見込量の考え方

新規申請者は増加傾向にあり、モニタリングと合わせて継続した支援を見込んでいます。

(2) 地域移行支援

■サービス内容

施設や病院から退所・退院する障害のある方に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	0	2	2	2	2	2

■見込量の考え方

地域移行が順調に行われるよう相談支援の充実を図り、今後も安定した支援が見込まれます。

(3) 地域定着支援

■サービス内容

施設・病院からの退所・退院や家族からの独立などにより単身生活に移行した人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

■見込量の考え方

緊急時における相談支援の充実を図り、支援を確保することが求められます。

## 5 障害児通所支援及び障害児相談支援

### (1) 児童発達支援

#### ■サービス内容

障害のある児童に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	23	19	19	21	21	21
サービス量	人日/月	205	160	160	176	176	176

#### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（8.4日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

### (2) 放課後等デイサービス

#### ■サービス内容

就学している障害のある児童に対して授業終了後又は休業日に施設に通っての訓練や社会との交流促進などを行います。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	49	56	58	66	73	80
サービス量	人日/月	472	527	545	620	686	752

#### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数（9.4日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

### (3) 保育所等訪問支援

#### ■サービス内容

障害のある児童が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	1	1	1

■見込量の考え方

圏域に指定サービス事業所がないことから利用者実績はありませんが、潜在的に需要はあると考えられることから推計しました。

(4) 医療型児童発達支援

■サービス内容

肢体不自由の障害のある児童に対して医療機関に通っての児童発達支援及び治療を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	3	2	1	1	1	1
サービス量	人日/月	16	19	10	10	10	10

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて実利用者数の見込みを算出し、その数値に1か月あたりの平均利用日数(9.5日)を乗じてサービス量の見込みを算出する。

(5) 障害児相談支援

■サービス内容

障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実利用者数	人/月	4	14	17	29	29	29

■見込量の考え方

障害児通所支援の利用児童数等を勘案して、利用児童数の見込みを推計しました。

## 第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

### 1 理解促進・研修啓発事業

#### ■サービス内容

障害のある方が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
理解促進・研修啓発事業	-	-	-	-	検討	実施	実施

#### ■見込量の考え方

計画期間内において、できるだけ早期に実施を検討します。

### 2 自発的活動支援事業

#### ■サービス内容

障害のある方、その家族及び地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動及びボランティア活動など）を支援します。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	-	-	-	-	検討	実施	実施

#### ■見込量の考え方

計画期間内において、できるだけ早期に実施を検討します。

### 3 相談支援事業

#### ■サービス内容

##### (1) 障害者相談支援事業

障害のある方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

## (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援及び地域移行に向けた取組等を行います。

## (3) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援します。

### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業	実施か所	10	11	12	12	12	12
基幹相談支援センター	-	-	-	-	検討	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	-	-	-	-	検討	実施	実施
住宅入居等支援事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### ■見込量の考え方

基幹相談支援センターについては、計画期間内において、できるだけ早期に実施を検討します。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業ならびに相談等の業務を総合的に行う。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組
- (4) 権利擁護・虐待の防止

## 4 成年後見制度利用支援事業

### ■サービス内容

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある方又は精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行います。

### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1

■見込量の考え方

核家族化の進展や一人暮らしの増加等に伴い利用が見込まれます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

■サービス内容

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
成年後見制度法人後見支援事業	-	-	-	-	検討	検討	実施

■見込量の考え方

計画期間内において、できるだけ早期に実施を検討します。

6 意思疎通支援事業

■サービス内容

聴覚、言語機能、音声機能、視覚及びその他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、必要に応じて手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣等を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣件数	26	16	20	20	20	20
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

7 日常生活用具給付等事業

■サービス内容

重度の障害のある方を対象に、当該用具を必要とする方に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。

用具の種類	主な内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある方の身体介護を支援する用具や訓練に用いる椅子など
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある方の入浴、食事及び移動などの自立生活を支援するための用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、障害のある方の在宅療養等を支援するための用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある方の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある方の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある方等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具	利用件数	1	2	5	3	3	3
自立生活支援用具	利用件数	3	7	2	7	7	7
住宅療養等支援用具	利用件数	3	10	7	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	利用件数	12	15	11	15	15	15
排泄管理支援用具	利用件数	1,053	1,055	1,222	1,060	1,065	1,070
居宅生活動作補助用具	利用件数	3	1	1	1	1	1

#### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

### 8 手話奉仕員養成研修事業

#### ■サービス内容

聴覚障害のある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

#### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	21	16	20	20	20	20



■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

9 移動支援事業

■サービス内容

外出時に支援が必要と認められた障害のある方を対象に、円滑に外出することができるよう移動支援を実施し、地域における自立した生活や余暇活動などへの社会参加を促進します。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
移動支援事業	人/年	40	36	35	35	35	35
	時間	1,976	1,652	1,603	1,603	1,603	1,603

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

10 地域活動支援センター機能強化事業

■サービス内容

障害のある方に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域活動支援センター 機能強化事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	人/年	30	30	30	30	30	30

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

11 訪問入浴サービス事業

■サービス内容

居宅において入浴が困難な重度の身体障害のある方に対して、身体の清潔保持や心身機能の維持等を図るために、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

12 生活訓練等事業

■サービス内容

障害のある方の生活の質の向上を図り、社会復帰を促進するために、日常生活上必要な訓練・指導などをサービス事業者に委託して実施します。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
生活訓練等事業	実施数	1	1	1	1	1	1
	人/年	11	13	15	15	15	15

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

13 日中一時支援事業

■サービス内容

障害のある方の日中活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業を実施しています。

■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業	人/年	23	22	19	19	19	19
	回数	967	1,180	1,018	1,018	1,018	1,018

■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

## 14 社会参加促進事業

### ■サービス内容

音訳や点訳による広報誌の発行や自動車免許取得や改造に対する助成などの支援を通じて、障害のある方の社会参加を促進します。

### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
障害者スポーツ大会事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
声の広報等発行事業	-	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	0	2	2	2	2	2

### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

## 15 就業・就労支援事業

### ■サービス内容

#### (1) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障害のある方に対し、更生訓練費を支給します。

#### (2) 知的障害者職親委託事業

知的障害のある方の更生援助に熱意を持つ事業経営者などに一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練などを行います。

### ■見込量

	単位	第3期実績			第4期見込量		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
更生訓練費給付事業	人/年	0	0	0	1	1	1
知的障害者職親委託事業	人/年	4	4	4	4	4	4

### ■見込量の考え方

現利用者数と直近の伸び等をふまえて見込んでいます。

## 第6章 サービス見込量等確保のための方策

### 1 障害福祉サービス基盤の整備・促進

障害のある方の障害の状態や多様なニーズに応じて選択できるようなサービス提供体制を目指し、訪問系サービス及び日中活動系サービス基盤整備を図るため、事業者に本市の実情をふまえ情報提供等を行うとともに、あわせてサービスの質の確保、向上を目指します。

### 2 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援及び障害児相談支援については、今後も利用者の増加等が見込まれることから、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充、広域圏や各分野間の連携等を図りながら、一貫した効果的な支援を提供できるようサービス提供体制を整備していきます。また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

### 3 地域生活支援事業の充実

障害のある方の自立と社会参加の促進に向け、多様なニーズに対応したサービスを提供するため、現在実施している事業を継続していくとともに、事業のあり方などを適宜検討し、地域生活支援事業の充実に努めてまいります。

また、障害者相談支援事業については、身近な場所で相談支援を利用することができる環境を整備するとともに、相談機能の向上を図ります。

### 4 障害のある方の就労支援

障害のある方が働き続けられる環境づくりを推進するため、障害者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、公共職業安定所等の関係機関と連携して、就労・生活支援を実施します。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度策定し、受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障害者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより需要の増進を図ります。

# 【資料編】

## ○アンケート調査について

### 1 調査の目的

第4期障害福祉計画の策定にあたり、地域における障害のある方等の心身の状況、その置かれている環境、その他の事情ならびに潜在的なニーズについて把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

### 2 調査の概要

- (1) 調査地域 五所川原市全域
- (2) 調査対象 五所川原市在住の障害者手帳保持者
- (3) 調査期間 平成26年12月22日から平成27年1月20日
- (4) 調査方法 郵送配布、回収

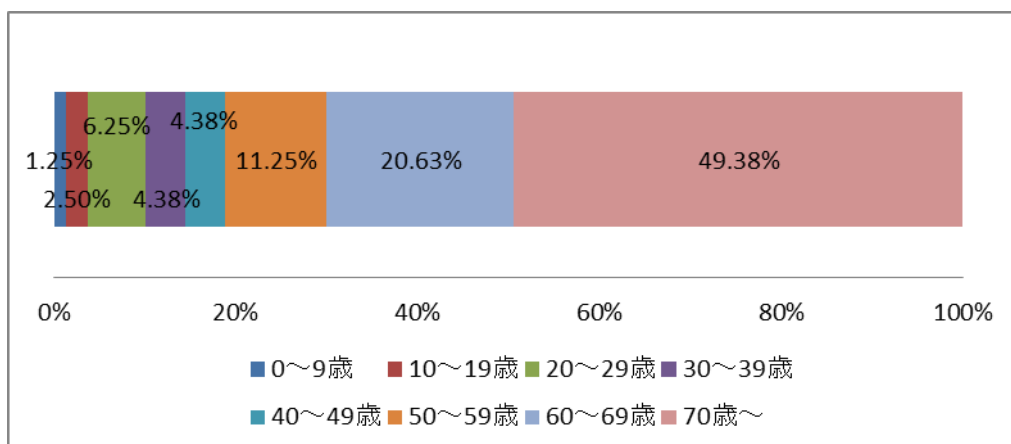
### 3 配布回収数

- (1) 発送数 376件
- (2) 回収数 160件
- (3) 回収率 42.55%

## 1 調査対象者について

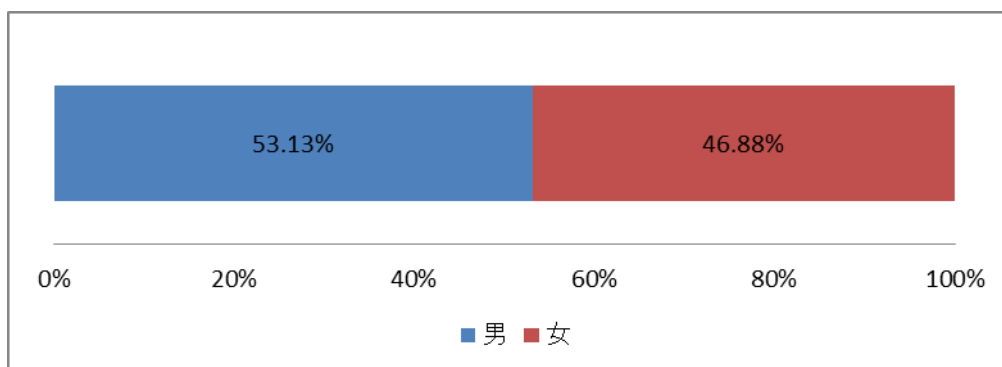
(1) あなたの年齢をお答えください。(平成26年11月30日現在)(単数回答)

年齢について、「70歳以上」が49.38%と最も高く、次いで、「60～69歳」が20.63%となっています。



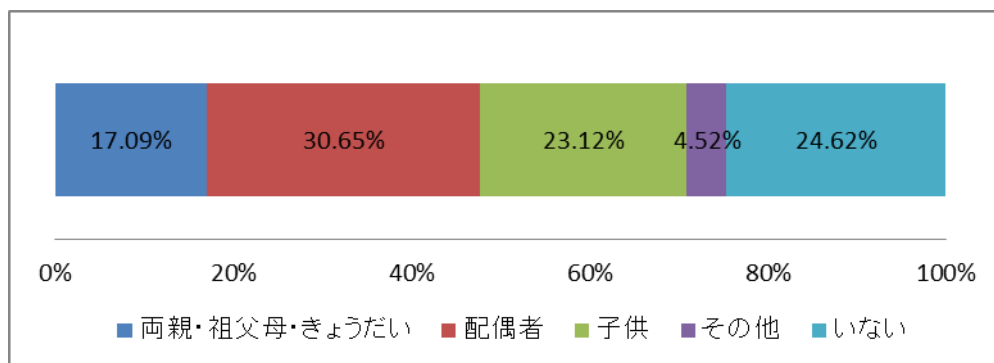
(2) あなたの性別をお答えください。(単数回答)

性別について、「男性」が53.13%で、「女性」が46.88%となっています。



(3) 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(複数回答)

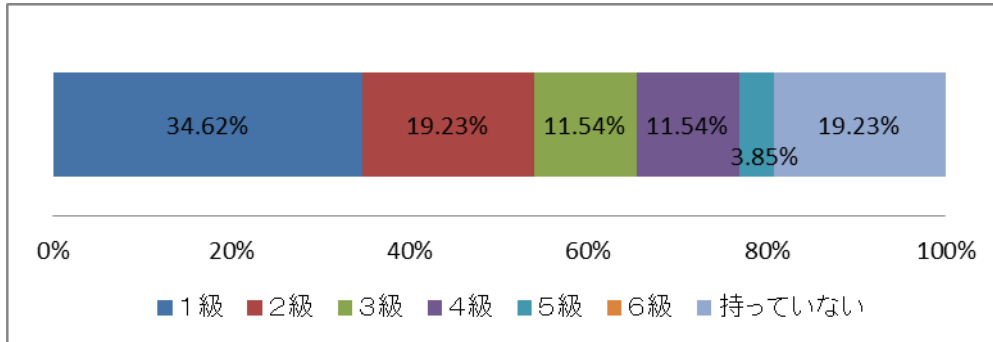
一緒に暮らしている人について、「配偶者」が30.65%と最も高く、次いで、「いない(一人で暮らしている方)」が24.62%となっています。



## 2 障害の状況について

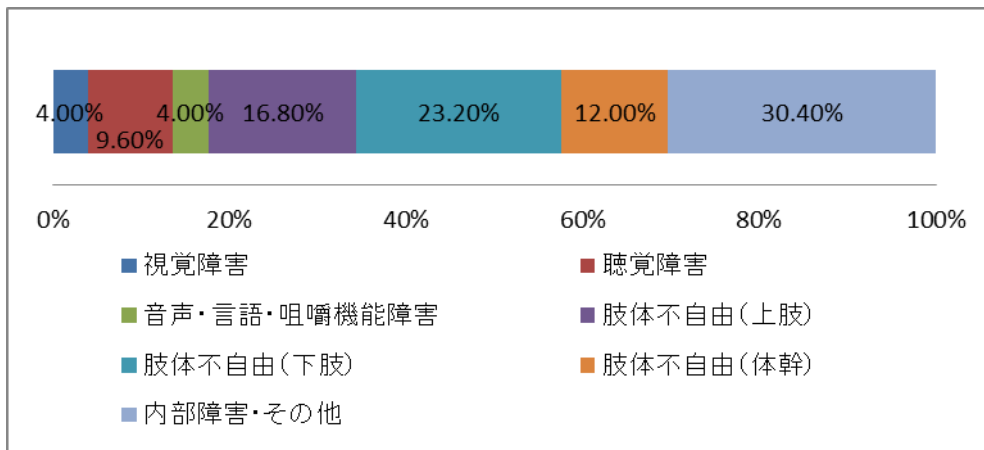
### (1) あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(単数回答)

身体障害者手帳の内容について、「1級」が34.62%と最も高く、次いで「2級」、「所持していない方」が19.23%となっています。



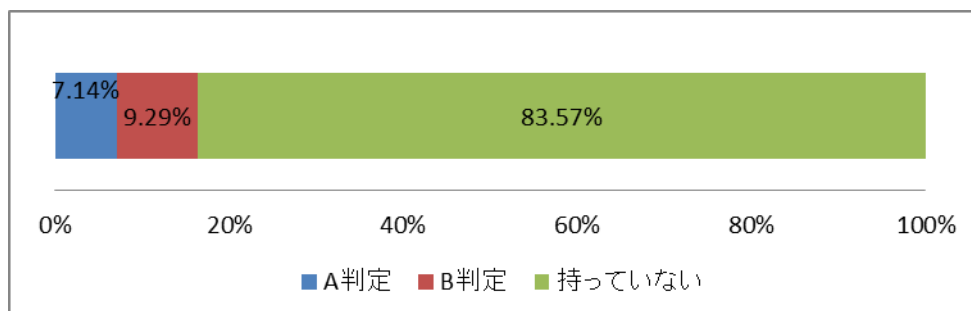
### (2) 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください。(単数回答)

身体障害者手帳をお持ちの方の障害の区分について、「内部障害」が30.40%と最も高く、次いで「肢体不自由(下肢)」が23.20%となっています。



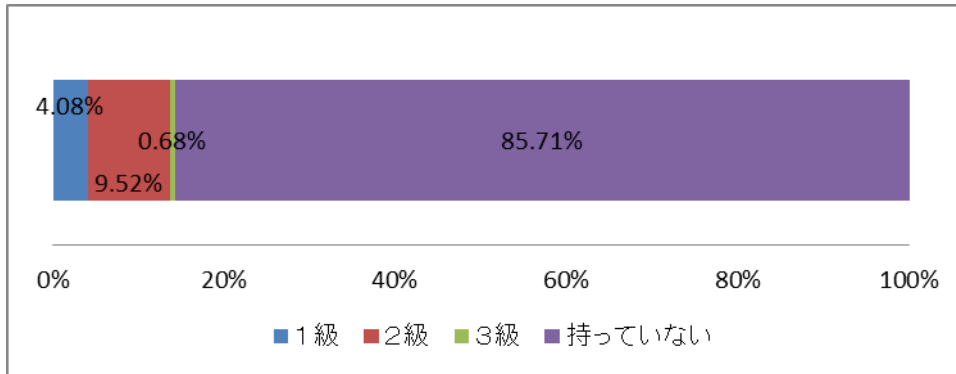
### (3) あなたは療育手帳をお持ちですか。(単数回答)

療育手帳の内容について、「B判定」が9.29%と最も高くなっています。



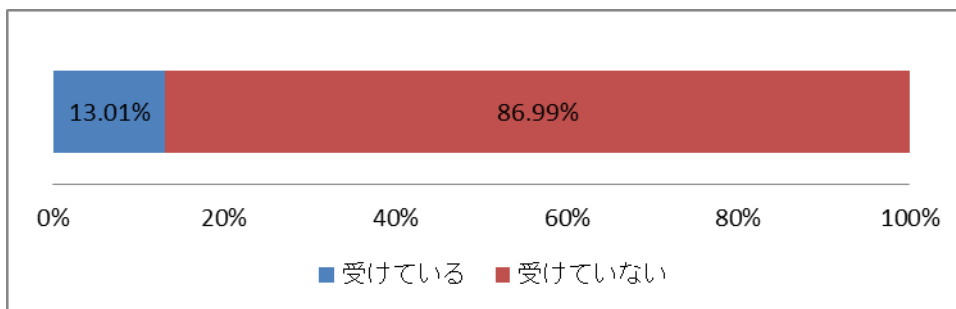
(4) あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(単数回答)

精神障害者保健福祉手帳の内容について、「2級」が9.52%と最も高くなっています。



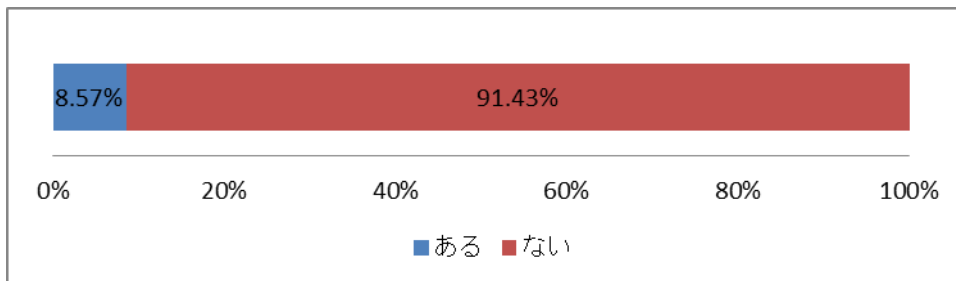
(5) あなたは難病（特定疾患）の認定を受けていますか。(単数回答)

難病の認定を受けている方について、「受けていない」が86.99%、「受けている」が13.01%となっています。



(6) あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(単数回答)

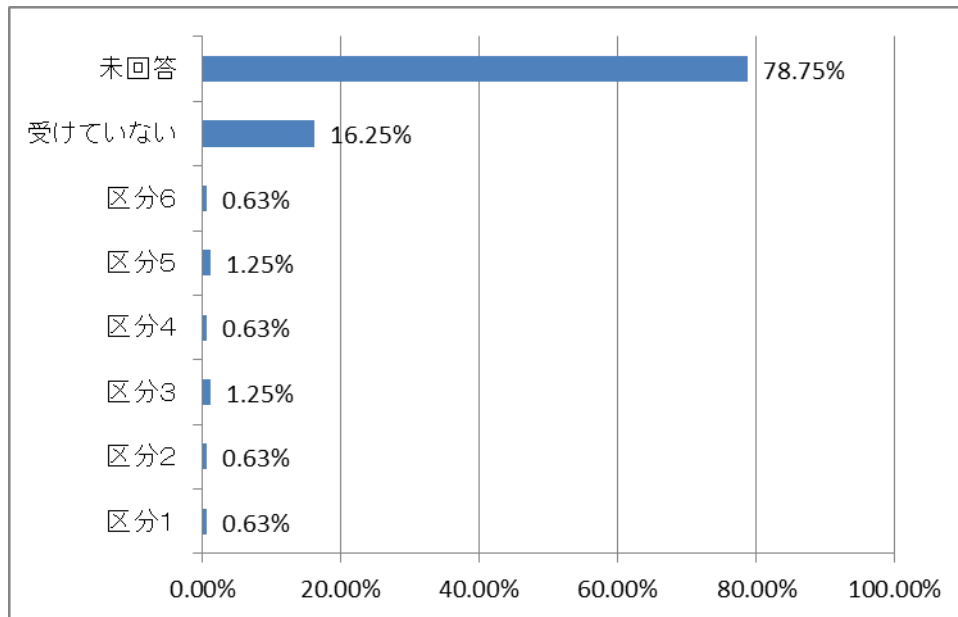
発達障害と診断されたことがあるかについて、「ない」が91.43%、「ある」が8.57%となっています。





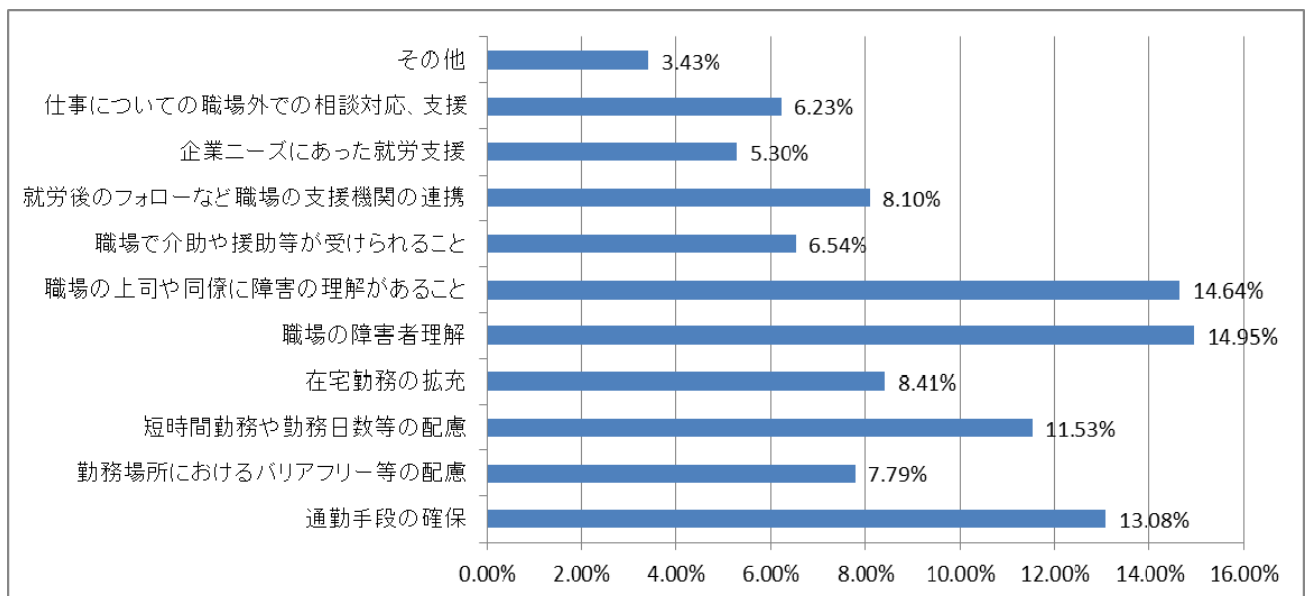
(7) あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(単数回答)

障害福祉サービスの障害支援区分の認定を受けているかについて、「受けている」(区分1～区分6の合計)が5%、「受けていない」が16.25%となっています。



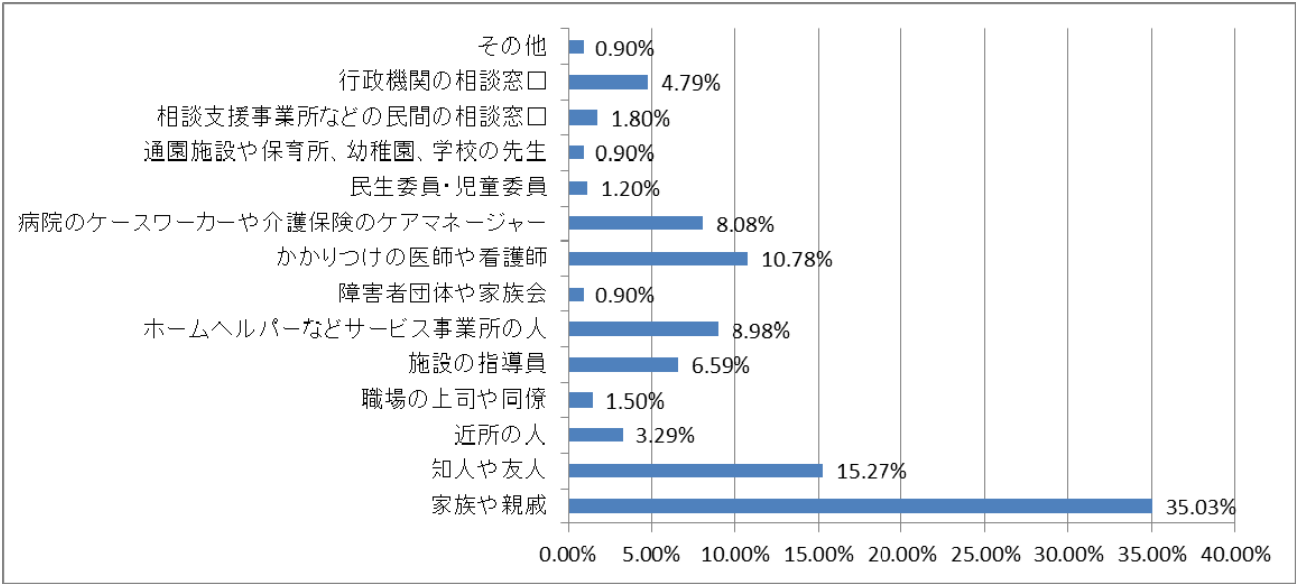
3 あなたは、障害のある方の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

障害のある方が、会社などで就労するにあたり、どのような配慮が必要だと思うかについて、「職場の障害者理解」が14.95%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が14.64%となっています。



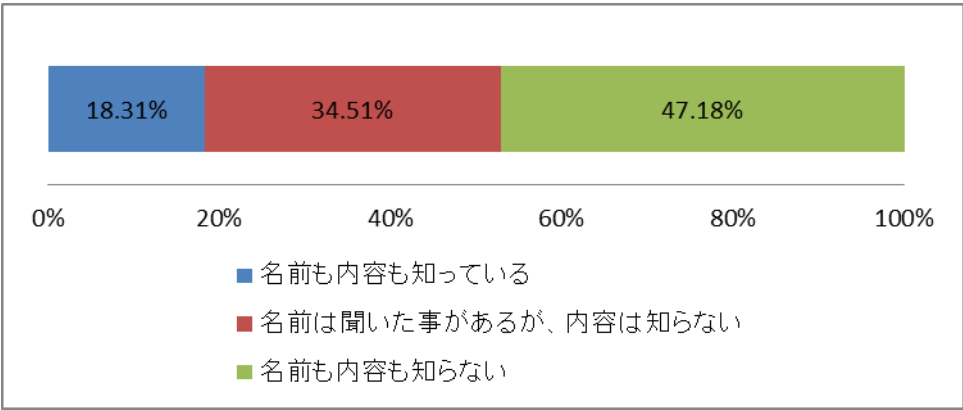
4 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(複数回答)

悩んでいることを相談する相手はだれ(どこか)について、「家族や親戚」が35.03%と最も高く、次いで、「知人や友人」が15.27%となっています。



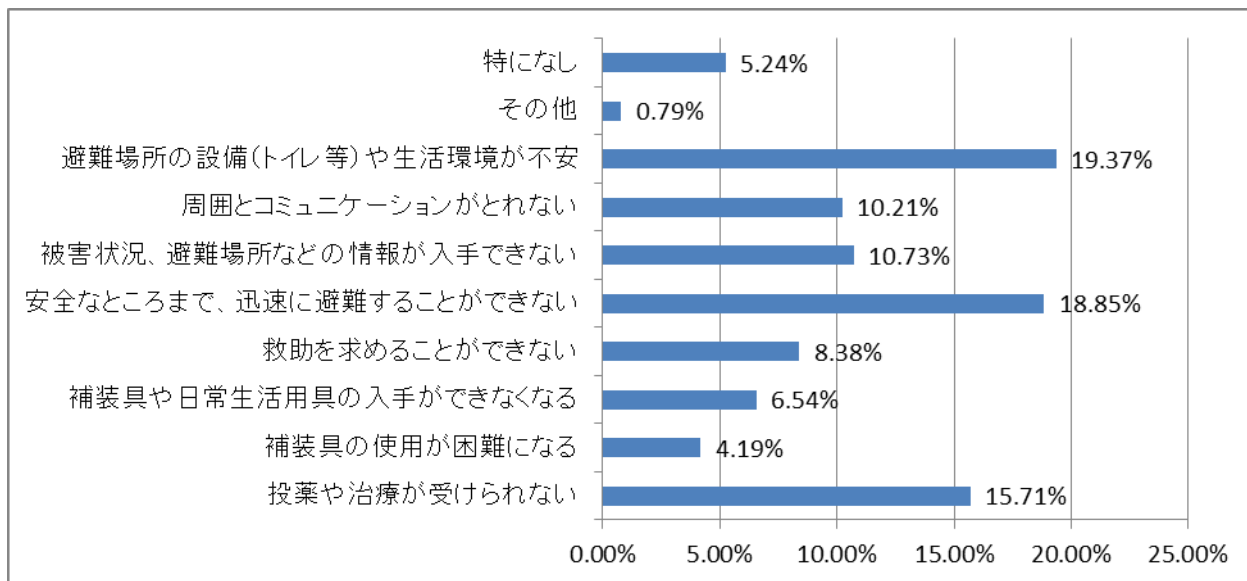
5 成年後見制度についてご存じですか。(単数回答)

成年後見制度を知っていたかについて、「名前も内容も知らない」が47.18%、「名前は聞いた事があるが、内容は知らない」が34.51%、「名前も内容も知っている」が18.31%となっています。



## 6 火事や地震等、災害時に困ることは何ですか。(複数回答)

災害が起こった際の不安について「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 19.37%と最も高く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 18.85%となっています。



## ○アンケートによる自由意見

- ・タクシー券は通院だけでなく買い物などにも使えるようにしてほしい。
- ・介護をしている者です。週5日入浴、リハビリに行っています。仕事をしているので助かっています。ショートステイを利用し娘や姉妹との旅行を楽しんでいます。福祉サービスに感謝です。
- ・私は外出時に車椅子を使用しています。先日もそうでしたが、期日前投票に行こうと思いましたが、市役所の駐車場は雪があって車から建物に行くことが出来ず断念しました。数年前は公民館が会場だったので、冬でもいくことが出来たのになぜ、市役所になったのでしょうか。エルムなどで投票するシステムにはならないでしょうか。
- ・行政サービスが徐々に手厚くなってきているように見受けられますが今後は不安である。役人は目の届かないところがあると思うので、もっと地域の人(民生委員、保健協力員に協力していただく。)にもう少し協力と少し責任を持っていただくことで、より良い地域の人間関係が生じることとされます。
- ・胃ろうを流して、腸閉塞をしていたのでオムツをしているせいか慣れた人には気を許すのですが、とにかくヘルパーさんのいう事を聞かないので困っています。1週間に1回のお風呂を利用して満足しています。
- ・都会と違って田舎では福祉に関してはいろいろ違います。ましてや津軽では困難な出来事です。
- ・行政は障害者にもっと親身に取り組んでもらいたい。
- ・車椅子生活です。歩道に自転車、車の駐車多し、歩道内に電柱のあるところもある。歩道が斜め、でこぼこ。
- ・障害者のリハビリとかコミュニケーションの場所が何か所かあればいいと思います。病院やヘルパー・施設を使用した時にかかる支払が無料の人と1割とか支払う人の違いがわからないので説明が必要だと思えます。

## 五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 障害のある方が障害を持たない人と同様に活動し、生活する社会づくりを基本理念とし、総合的かつ計画的に福祉施策を推進するため障害のある方のニーズを十分に踏まえた五所川原市障害者計画、並びに、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する五所川原市障害福祉計画の策定を目的とし、五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、審議を行う。

- (1) 計画案に関すること
- (2) 計画の実施状況に関すること
- (3) その他計画策定に関し必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 保健及び労働機関の関係者
- (3) 障害者団体及び福祉関係施設の関係者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の属する年度の末日までとする。

### (運営)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

### (事務局)

第6条 委員会の事務局は、市福祉部家庭福祉課に置く。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

五所川原市障害者計画・障害福祉計画策定委員会委員名簿

項番	所属名	役職名	氏名	備考
1	五所川原市手をつなぐ育成会	会長	神島 俊治	会長
2	社会福祉法人 愛生会 障害者支援施設 青松園	園長	寺田 政史	副会長
3	医療法人社団 清泉会	理事長	布施 泉	
4	西北地域県民局地域健康福祉部保健総室 (五所川原保健所) 健康増進課	課長	野宮 富子	
5	五所川原公共職業安定所	統括 職業指導官	小野 晃嗣	
6	五所川原市民生委員児童委員連絡協議会	会長	原田 和夫	
7	社会福祉法人 五所川原市社会福祉協議会 地域福祉課	課長	三上 行彦	
8	五所川原市身体障害者福祉会	副会長	鶴谷 ヨシ	
9	五所川原ろうあ協会	会長	工藤 朱美	
10	西北五視力障害者福祉会	副会長	開米 武彦	
11	西北五精神障害者家族会連合会	事務局長	鶴谷 充雪	
12	NPO法人 あーるど	理事長	大橋 一之	
13	社会福祉法人 内潟療護園 障がい者支援 施設 内潟療護園	園長	太田 正仁	
14	社会福祉法人 叶福祉会 障害者支援施設 大東ヶ丘サントピアホーム	園長	花田 洋三郎	
15	五所川原市民生部健康推進課	課長補佐	古川 竜大	

敬称略

## 五所川原市第4期障害福祉計画

平成27年3月発行

■発行・編集

五所川原市福祉部家庭福祉課

〒037-8686

青森県五所川原市字岩木町12番地

TEL 0173-35-2111

FAX 0173-35-9901

e-mail [syougaifukushi@city.goshogawara.lg.jp](mailto:syougaifukushi@city.goshogawara.lg.jp)

HP <http://www.city.goshogawara.lg.jp>

